

公益財団法人 日本極地研究振興会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本極地研究振興会（以下「振興会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、振興会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 振興会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という）の報酬は、必要のつど定額を支給する。
- 4 役員及び評議員には、賞与及び退職手当、その他これに類する手当は支給しない。

(常勤役員の報酬額)

第4条 常勤役員の報酬月額とは別表1に定める基準の範囲内で理事会の決議を経て理事長が定める。

(非常勤役員等の報酬額)

第5条 非常勤役員等には、職務執行の対価として別表2に定める額を報酬として支給する。

(職員を兼ねる非常勤役員の報酬)

第6条 前条の規定にかかわらず、非常勤役員が職員を兼任するときは、職員としての給与及び手当を支給する。

(講師及び原稿執筆等謝金)

第7条 振興会は、非常勤役員等に対して、講演会等の講師を委嘱したとき又は会誌等への原稿執筆及び写真・動画等の提供を依頼したときは、第3条の規定にかかわらず、別に定める謝金規程に基づき謝金を支給する。

(費用の支払い)

第8条 振興会は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては

前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 振興会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。(平成30年6月6日評議員会議決)

附 則

改定後の規程は、令和3年7月1日から施行する。(令和3年6月16日評議員会議決)

別表1 (第4条1項関係)

役員の種類	報酬額
常勤役員	月額 200,000円以内

別表2 (第5条1項関係)

非常勤役員等が、終日(概ね1日に6時間を超える長時間)にわたって業務を実施した場合は、役職の区分に応じ、その日数に応じて報酬を支給する。

役員の種類	報酬額
非常勤理事	日額 10,000円
非常勤監事	日額 20,000円
評議員	日額 20,000円

以上